

Sample

2017. 12. 11 (月) 発行

繰下げ請求への考え方さまざま

6 5歳支給開始の「老齢基礎年金」「老齢厚生年金」を、最大70歳まで遅らせることを「繰下げ」請求と言い、1月遅らせる毎に年金額が0.7%増額されます。最近、繰下げが週刊誌に取り上げられ、TV報道され、日本年金機構のパンフレットに解説が加えられたりするなど、繰下げへの質問が以前より多くなりました。しかし、新規裁定者の僅か2.0%(平成26年度)しか繰下げをしていない現実があるのは、多くの方が繰下げについてよく知らずにいて、結果として繰下げを選択する人が少ないのではないかと思います。繰下げを行わない理由として、以下のように答える方が多いようです。

- ①長生きできる保証がないので、すぐにもらいたい。
- ②年金崩壊を聞くのでもらえるうちにもらっておこう。
- ③繰下げ請求する方はあまり周りにいない、聞かない。
- ④年金を増額させても、高齢になってからは使えない。
- ⑤65歳から年金が無いと暮らせない。余裕がない。上記のうち⑤の方には繰下げ請求はお勧めしませんが、65歳以降余裕があり、長寿が見込まれる場合は、以下のような説明から、少し興味を示される方がいます。
- ⑥ 公的年金の最大のメリットは終身年金である。長生きがリスクと捉えれば、他の商品にない価値がある。
- ⑦ 65歳から生活に困らなければ、資産運用と捉え、高齢期の生活設計に寄与させることができる。ただし、上記⑥⑦を理解しても、次のような事情では、大きなデメリットとなり、あまりお勧めできません。
- ⑧ 相当年下の配偶者では、「加給年金」が5年間消えてしまう場合
- ⑨ 70歳で繰下げ請求では82歳以上の長寿でなければ年金の受給累計額で損することになるが、そのときはそのときと割り切る価値観を持ってない場合

以上のことから、実際に、繰下げのメリットを得られる方はさほど多くはないのですが、特に、単身者、遺族年金を受給できない単身女性で長寿が見込まれる方には、とてもよい選択肢となり得ます。繰下げ待期中であれば、元に戻すことも可能ですので、迷ったときは、いったん、65歳時に繰下げの意思を持って対応するのもよいのではないのでしょうか。



〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 事務所
 代表 〇〇 〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
 TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇-〇〇〇〇
 E-mail: 〇〇〇@〇〇〇.co.jp

子の予防接種と子の看護休暇

育児介護休業法は、負傷または疾病にかかった子の世話をを行うための子の看護休暇制度を設けています。小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日の看護休暇が認められています。子が疾病にかかっていなくても、疾病予防や重症化予防の観点から広く看護休暇を認めることが妥当です。①子に予防接種を受けさせること、②健康診断を受診させること、を子の看護休暇の取得理由として認める必要があります。また「予防接種」には、予防接種法に定める定期の予防接種以外のものも含まれます。事業主は、業務の繁忙等を理由に、子の看護休暇の申出を拒むことはできませんが、無給としても構いません。



事業承継5ヶ年計画

中小企業庁は、中小企業経営者の高齢化の進展等を踏まえ、地域の事業を次世代にしっかりと引き継ぐとともに、事業承継を契機に後継者がベンチャー型事業承継などの経営革新等に積極的にチャレンジしやすい環境を整備するため、今後5年程度を事業承継支援の集中実施期間とする「事業承継5ヶ年計画」を策定しました。具体的には、①経営者の「気付き」の提供、②後継者が継ぎたいような環境を整備、③後継者マッチング支援の強化、④事業からの退出や事業統合等を行いやすい環境の整備、⑤経営人材の活用、について支援体制や支援施策が強化されています。中小企業経営者の高齢化が進み、今後5年間で30万人以上の経営者が70歳にもかかわらず、6割が後継者未定となっています。

NEWS ダイジェスト

- **厚労省が障害者の職場定着率アップに新制度**
厚労省は、障害者の職場定着率を高めることを目的に、来年4月から民間事業所の職員らが障害者の自宅や勤務先を定期的に訪問し、勤務状況などを確認して必要な指導を行う新制度を設ける。支援期間は3年間で一般企業への就職を目指す。
- **パワハラ防止対策4例を提示 厚労省検討会**
厚労省の職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会は、パワハラ防止の対応策として4例を示した。例示されたのは、加害者への制裁、事業主がパワハラ防止配慮義務を負うことの明確化、など。年度内に報告書をまとめる考え。